

排水設備の施工と手続きについて

小美玉市 下水道課

〇はじめに

「小美玉市排水設備指定工事店」として登録を受けた工事店の皆様には、技術基準に基づいた施工と法令等で定められた適切な事務手続きを行っていただく必要があります。

（排水設備指定工事店の指定）

条例第7条 排水設備等の新設等に係る工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

条例第11条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（指定工事店の遵守事項）

規則第11条 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- （2）工事は、適正な工費で施行しなければならないこと。
- （3）工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他工事の内容について必要な事項を明確に示さなければならないこと。
- （4）工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- （5）指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。
- （6）工事は、条例第6条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた工事でなければ着手してはならないこと。
- （7）工事は、主任技術者の監督管理の下においてでなければ、設計及び施工しないこと。
- （8）工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならないこと。
- （9）違反工事の防止、摘発に協力しなければならないこと。
- （10）災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

上記に基づく下水道施設の適切な維持管理のため、小美玉市では、「小美玉市排水設備指定工事店等に対する処分の基準及び手続等に関する規程」を定め、指定工事店に対し一定の施工技術基準と適切な事務手続きを求めています。排水設備の施行等につき不正等があった場合には、規程に基づいた処分を行いますので留意願います。（詳細は「4. 排水設備指定工事店の資格及び登録について」を参照ください。）

1. 小美玉市における排水設備

(1) 公共下水道及び農業集落排水

屋内に設けられる衛生器具（台所・浴室・水洗便所）等からの排水を公共ますに排除するまでの污水管、污水ますを排水設備といいます。

2. 施工にあたっての注意

小美玉市の排水設備は、以下の基準に従い設計及び施工して下さい。

- ・下水道排水設備工事指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- ・小美玉市下水道条例 ・小美玉市下水道条例施行規則
- ・小美玉市農業集落排水処理施設条例
- ・小美玉市農業集落排水処理施設条例施行規則

主な基準は下記のとおりです。

※ 下記のほか施工上で不明な点は、必ず事前に相談してください。

(1) 共通事項

- ①雨水は接続できません。・・・小美玉市の下水道は分流式です。
- ②外流しは、屋根があり、雨水の流入がない場合にのみ接続が可能です。
- ③排水管の最小土被りは 20 c m です。ただし、宅地の状況により、これによりがたい場合は相談してください。
- ④排水管の勾配は、2 パーセントを基本としています。ただし、宅地の状況により、これによりがたい場合は相談してください。
- ⑤排水管の直線部において、排水管の内径の 120 倍以内にますを設置してください。
- ⑥ますには密閉蓋を設置し、雨水の流入や臭いが外部に出るのを防いでください。
- ⑦油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道等に排水する場合は、阻集器を設けなければなりません。阻集器の設置が必要な場合には、阻集器メーカーからの容量計算書を持参の上、事前に打合せをお願いします。
また、設置後には阻集器の定期的な点検を指導してください。
- ⑧汚水の自然流下が十分でない場所では、排水のためのポンプ設備を設けてください。
- ⑨トイレからの汚水が流入する合流ますには、インバート部に段差のあるますを使用してください。ただし、宅地の状況により、これによりがたい場合は相談してください。
- ⑩車の出入りする部分に設置されるますには、必要な防護措置をしてください。
- ⑪二重トラップには十分に注意してください。
- ⑫公共ますへの接続状況（着工前、接続施工時、完成後）は、写真管理してください。
- ⑬エコキュートからの排水を接続する場合は、雨水の流入が無いように処理してください。

(2) 農業集落排水

- ・台所等、油脂類が排出される箇所には、油脂阻集機能を有するます（クリーンます）を設置してください。

3. 排水設備工事の手続きについて

排水設備の設置工事にかかる手続きは、基本的に次のような流れで行ってください。

手続き〈→市対応〉	必要書類〈→市交付書類〉
(1) 事前確認	(詳細は後述)
	
(2) 施工計画の申請	・  排水設備等計画確認申請書 ※ <u>工事着手の7日前までに2部</u>
〈→計画確認〉	〈→  排水設備等計画確認通知書〉
	
(3) 排水設備の施工	
	
(4) 工事完了の届出	・  排水設備等工事完了届 ※ <u>工事完了後5日以内に1部</u>
(5) 使用開始の届出	・  公共下水道使用開始届
(6) 浄化槽廃止の届出	・  浄化槽使用廃止届出書 ※ <u>切替接続の場合のみ必要</u>
	
(6) 完了検査	
〈→検査実施後〉	〈→  排水設備等工事検査済証〉

※ これらの手続きを怠ると、「無届工事」として指定工事店及び主任技術者が処分の対象となります。

(1) 事前確認等

- ・ 排水設備等を設置しようとする場所について、公共下水道、農業集落排水又は戸別浄化槽の対象区域に属するかどうか、受益者負担金（分担金）が納付されているかなど、あらかじめ状況を確認してください。
- ・ 特定施設が設置された施設（新設を含む。）について、排水設備等を設置し排水施設に接続する場合にも、事前にご相談ください。

※ 排水設備等の設置場所・種類によっては、別途書類の提出や受益者負担金の納入、排水施設の施工が事前に必要な場合があります。排水設備等の施工時期に影響を及ぼすことになりますので、ご協力をお願いします。

○必要書類の例示

※ 照会が多い事例を一覧としています。個別案件により下記の例にあてはまらない場合がありますので、必ず事前の確認をお願いします。

場所・種類	排水施設	負担金	権利者	必要書類の例	事例
公共下水道／ 農業集落排水 施設の事業区 域内	公共ます 設置済	納付済	同一	なし（排水設備関係申請 のみ）	既存家屋
			異なる	・受益者変更届 ・公共ます共同使用申請 書	既存家屋の 売買、分譲地
	本管整備済 公共ます 未設置	未納付 (猶予)	異なる	・公共ます設置申請書、 受益者変更届、受益者負 担金徴収猶予理由消滅届	更地での新 築
公共下水道／ 農業集落排水 施設の事業区 域外	前面道路に 本管整備済 で接続可能	-	-	・公共下水道区域外流入 申請書	
特定施設を有する				・特定施設設置届出書	特定事業場

(2) 排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第1号）の提出

- ・工事着手7日前までに **2部**（正本・副本）提出してください。
- ・添付書類は、以下のとおりです。

①工事費内訳書

あくまでも参考資料ですので金額の入ったものを提出してください。参考資料のため審査は行いません。ただし、見積り額が標準的な市場価格と著しく異なる場合、内容の説明を求めることがあります。

なお、様式については独自の様式で差し支えありません。

②付近見取図

最新の住宅地図等を利用し、わかりやすく記入してください。

③平面図

独自の様式で差し支えありませんが、A4サイズに折り込んで添付してください。

記載方法、記号については「下水道排水設備指針と解説（社団法人日本下水道協会）」に基づいて記載してください。

※浄化槽からの接続の場合は、新設基準同様に既設排水設備の位置等を記載し、既設管と新設管がわかるよう記載してください。

④縦断面図

独自の様式で差し支えありませんが、A4サイズに折り込んで添付してください。

また、平面図と一葉でも差し支えありません。

〈→排水設備等計画確認通知書（様式第4号）の発行〉

- ・排水設備等計画（変更）確認申請書の内容を確認し適正と認められたときは、排水設備等計画確認通知書を発行します。後日電話にて連絡します**ので必ず受け取りに来て**ください。

(3) 工事着手

- ・排水設備等計画確認通知書受け取り後に工事に着手してください。
- ・工事施工中に計画内容に変更が生じた場合、排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第 1 号）により計画の変更の手続きが必要になります。

(4) 排水設備工事完了届（様式第 11 号）の提出

- ・工事が完了したら 5 日以内に排水設備工事完了届を提出してください。
 - ・添付書類は、以下のとおりです。
 - ①竣工図（平面及び縦断面図）
 - ②工事写真
- 公共ますへの接続状況を確認しますので、接続がわかる写真を撮影（着工前、接続施工時、完成後）してください。

(5) 公共下水道（排水施設）使用開始（休止・廃止・再開）届（様式第 18 号）の提出

- ・排水設備工事完了届の提出時に併せて提出してください。
- なお、本届出書類は、使用料賦課の基準となります。
- 無届けは罰則の対象となりますので必ず届け出てください。

(6) 浄化槽使用廃止報告書（県様式第 12 号）の提出

- ※ 原則として、既存浄化槽から公共下水道／農業集落排水施設へ切替えの場合のみ提出が必要です。
- ・「茨城県浄化槽設置等事務処理要領」に基づき、茨城県に提出する書類です。
 - ・廃止をした日から 30 日以内に正本 1 部及びその写し 2 部（計 3 部）を市に提出してください。なお、報告書のあて先は、①小美玉市長、②茨城県県民センター総室長、③茨城県水質保全協会長として連記し作成してください。
 - ・できるだけ排水設備工事完了届の提出時に併せて提出してください。

(7) 完了検査の実施

- ・工事完了届受理後、早い時期に完了検査を行います。
 - ・指定工事店の主任技術者（工事担当者）の立会いをお願いしますので、日程調整をお願いします。
- ただし、やむを得ない理由により立会えない場合は、工事について十分に理解している方の立会いをお願いします。
- また、敷地内に立ち入ることとなりますので、あらかじめ申請者（設置者）に検査日時を必ず連絡してください。

〈→排水設備等工事検査済証（様式第 12 号）の交付〉

- ・検査合格後、排水設備等工事検査済証を交付します。
- ・検査済証は、原則として申請者あてに直接・郵送にて交付します。ただし、申請者が事業者（アパート等を含む。）である等の理由により申請者への受渡しをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 排水設備工事は、検査済証の交付をもって完了となりますので、工事費の請求時期について配慮願います。

4. 排水設備指定工事店の資格及び登録について

1. 指定工事店等資格審査委員会について

小美玉市では、小美玉市排水設備指定工事店等審査委員会を設置し、次のような事務を行っています。

- (1) 指定工事店の指定の取消し又は一時停止に関すること。
- (2) 主任技術者の業務の禁止及び一時停止に関すること。
- (3) 排水設備指定工事店等の処分に関すること

○処分の対象となる違反行為は、次のとおりです。

- (1) 条例第5条第1号の規定（排水設備の設置方法）に違反したとき。
※排水設備の取り扱いに疑問があった場合は、すぐに相談してください。
- (2) 計画確認を受けないで排水設備等の工事を行った者
- (3) 指定基準を欠いたとき。
- (4) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (5) 工事完了届を提出せずに完了検査を受けなかった者
- (6) 工事施工の申込みに対し、正当な理由なくこれを拒んだとき。
- (7) 工事の全部又は大部分を第三者に請け負わせたとき。
- (8) 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したとき。
- (9) 故障等の補修を正当な理由なく行わなかったとき。
- (10) 災害等緊急時の排水設備の復旧に関する協力要請に正当な理由なく応じなかったとき。
- (11) 虚偽の申請及び届出をした者
- (12) 正当な理由なく市の下水道施設及び個人の排水設備を操作したとき。
- (13) 指定の停止中において、排水設備工事を行った者

2. 指定工事店の登録内容の変更等について

ア 変更の届出

指定工事店の登録内容に変更があった場合は、変更があった後、直ちに登録内容の変更を届け出てください。

○届出の必要な変更内容

- (1) 指定工事店の名称
- (2) 指定工事店の所在地
- (3) 法人にあっては、代表者の氏名
- (4) 法人にあっては、役員の氏名
- (5) 専属する主任技術者の氏名

○届出様式

排水設備指定工事店変更届出書（様式第9号）

※添付する書類は変更の内容によって異なりますので、届出書の備考欄をよく確認してください。

イ 廃止等の届出

指定要件を満たさなくなった場合や事業の廃止、休止又は再開をする場合、事業の廃止、休止又は再開後に届出が必要になります。

○届出の必要な内容

- (1) 指定要件を満たさなくなった場合・・・廃止
- (2) 事業を廃止した場合・・・廃止
- (3) 事業を休止した場合・・・休止
- (4) 休止した事業を再開する場合・・・再開

○届出様式

排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（様式第 10 号）